

埼玉県警察本部訓令第11号

埼玉県警察犯罪情報官の設置に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察犯罪情報官の設置に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察犯罪情報官の設置及び任務等について定めている。